

『これだけは知っておきたい』就学上の重要事項

1 進級基準について

次学年に進級できない人の基準は、次表のとおりです。

A 2019年度 1・2・3・4年生

学 年	基 準	
	6年制学科	4年制学科
2年次 への進級	1年次の受講科目のうち ・ 失格科目 を有する者 ・欠点科目(以下、未修得科目とい う)が 7単位以上 の者	1年次の受講科目のうち ・ 失格科目 を有する者 ・未修得科目が 11単位以上 の者
3年次 への進級	2年次までの受講科目のうち ・ 失格科目 を有する者 ・未修得科目が 5単位以上 の者	2年次までの受講科目のうち ・ 失格科目 を有する者 ・未修得科目が 8単位以上 の者
4年次 への進級	3年次までの受講科目のうち ・ 失格科目 を有する者 ・未修得科目が 4.5単位以上 の者	3年次までの受講科目のうち ・ 失格科目 を有する者 ・未修得科目が 6.5単位以上 の者
5年次 への進級	4年次までの受講科目のうち ・ 失格科目 を有する者 ・未修得科目が 2単位以上 の者 ・実務実習プレ教育が未修得の者 ・薬学共用試験不合格の者	

B 2019年度 5年生

学 年	基 準	
	6年制学科	
6年次 の進級	5年次までの受講科目のうち ・ 失格科目 を有する者 ・実務実習関係の未修得科目を有する者	

2 出席について

- (1) 出席がその科目の授業時間数の3分の2に満たないときは、出席時間数不足となり、当該科目の試験は、受けられません。(失格科目)

新たな失格科目を有する学生は進級できません。(履修規程第4条2項)

- (2) 出席時間数不足になる欠席回数の基準は、次のとおりです。

	10回授業の場合	13回授業の場合	15回授業の場合
半期科目	4回以上	5回以上	6回以上

- (3) **病気やけがの場合でも欠席となります。**「何回まで休める」と計算してズル休みをすると病気や思わぬけがなどで、たちまち出席時間数が不足することにもなります。
また、講義、試験にやむを得ず欠席する場合は、欠席届を教務課に提出するように決められています。
- (4) **インフルエンザ等、学校において予防すべき伝染病にかかり欠席した場合は、「公欠」となり、欠席回数には含めません。**この場合、欠席届とともに診断書を教務課に提出する必要があります。
- (5) **出席は web で確認できます。**出席していたのに欠席になっている場合の修正期間は**1か月以内**です。科目担当の先生に修正してもらってください。
1か月以上経過した場合は修正できなくなります。

3 試験について

- (1) 出席時間数不足のほか、試験を受けることができない場合は、次のとおりです。

ア 受験の3日前までにその期までの授業料等の納入金を納入していないとき。

イ 遅刻者(原則として遅刻者は、試験を受けることができない。)

ウ 学生証または仮学生証を所持していないとき。

- (2) **不正行為(カンニング等)の場合の処置は、次のとおりです。**

当該科目および当該科目が実施されている学期(前期または後期)中において受験した**すべての科目の成績を0点**とします。

また、当該学期中の未受験科目の受験資格をすべて失い、**進級もできません。**

なお、不正行為があったことを保護者にも連絡します。

- (3) 追試験について

やむを得ない理由で、定期試験(中間試験を含む。)に欠席した者には、追試験を実施する。**ただし、欠席届が当該試験日を含め、5日以内に教務課に提出され、かつ、審議の結果、欠席理由が適当と認められる場合に限り、許可されることがある。(学生便覧3試験)**

4 掲示板について

休講、補講、定期試験等に関する連絡事項は、緊急時には一斉メールでも連絡しますが、原則としてすべて教務の掲示板(研究実習棟B・C棟間の入口およびB棟通路の掲示板)に掲示します。**見落とししたことによる不具合の責任は学生さん本人にかかっています**から、毎日、登下校時、必ず掲示板を確認してください。(自分の学年とともに全学年共通の掲示場所を確認してください。)